

# 1 見舞金支給制度

【地域福祉課】

## 1 災害見舞金等

### (1) 制度の趣旨

被災世帯の生活の安定を速やかに取り戻すため、見舞金を支給し市民福祉の増進を図る。

### (2) 災害見舞金等の種類

#### ○災害見舞金及び災害弔慰金

住宅の災害の種類	見舞金額	
	単身世帯	一般(2人以上)世帯
全焼(壊)	30,000円	50,000円
半焼(壊)	20,000円	30,000円
消火冠水	10,000円	20,000円
床上浸水	10,000円	20,000円
死亡弔慰金	1人 100,000円	

#### ○特別災害見舞金(床上浸水の場合に加算)

区分	見舞金額
単身世帯	10,000円
2人世帯	20,000円
3人以上世帯	30,000円

### (3) 支給状況(金額単位:千円)

区分		年度			
		R1	R2	R3	R4
全焼(壊)	世帯	13	12	9	6
	金額	470	460	330	240
半焼(壊)	世帯	30	1	2	5
	金額	800	20	60	140
消火冠水	世帯	2	4	13	1
	金額	30	60	210	10
床上浸水	世帯	0	2	0	0
	金額	0	30	0	0
死亡弔慰金	世帯	4	1	2	1
	金額	500	100	200	100
特別災害見舞金	世帯	0	0	2	0
	金額	0	0	40	0
合計	世帯	49	20	28	13
	金額	1,800	670	840	490

## 2 障害者福祉

【障害福祉課】

### 1 障害者手帳・補装具の状況（令和4年度末現在）

(1) 障害別身体障害者手帳所持者数（単位：人）

障害別	区分	手帳	内訳					
			1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害		1,067	360	394	67	66	153	27
聴覚・平衡機能障害		1,037	32	292	117	244	8	344
音声・言語・そしゃく機能障害		239	11	9	142	77	0	0
肢体不自由		7,486	1,890	1,397	1,282	2,079	504	334
心臓機能障害		3,103	2,105	17	379	602	0	0
じん臓機能障害		1,294	1,218	5	62	9	0	0
呼吸器機能障害		167	55	4	68	40	0	0
ぼうこう・直腸機能障害		863	1	5	49	808	0	0
小腸機能障害		15	5	0	0	10	0	0
免疫機能障害		170	40	50	44	36	0	0
肝臓機能障害		35	31	2	0	2	0	0
計		15,476	5,748	2,175	2,210	3,973	665	705

(2) 療育手帳所持者数（単位：人）

	18歳未満	18歳以上	計
軽度	573	859	1,432
中度	270	652	922
重度	426	1,168	1,594
合計	1,269	2,679	3,948

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数（単位：人）

合計	1級	2級	3級
6,730	692	3,786	2,252

(4) 補装具交付修理状況

補装具の交付・修理

身体障害児・者・難病患者等の日常生活や社会生活の向上を図るために、補装具費の給付を行っている。

## ○補装具交付修理状況（令和4年度）

種目		令和4年度補装具交付修理状況		自己負担金補助金交付状況	
		件数	金額（円）	件数	金額（円）
義肢	交付	23	9,780,582	3	71,900
	修理	27	5,253,138	2	13,234
装具	交付	138	14,838,289	6	31,749
	修理	44	714,929	2	1,223
視覚障害者安全つえ	交付	57	310,686	3	1,549
	修理	0	0	0	0
義眼	交付	0	0	0	0
	修理	0	0	0	0
補聴器	交付	127	9,493,726	4	28,188
	修理	79	1,871,807	5	7,711
車椅子	交付	77	21,848,478	2	54,569
	修理	97	4,692,185	4	12,672
電動車椅子	交付	8	4,839,380	0	0
	修理	29	1,713,767	0	0
歩行器	交付	11	865,300	1	12,889
	修理	2	41,880	0	0
歩行補助つえ	交付	16	123,613	0	0
	修理	0	0	0	0
眼鏡	交付	29	752,511	3	5,745
	修理	0	0	0	0
座位保持装置	交付	31	12,555,144	1	37,200
	修理	8	800,705	3	20,321
重度心身障害者 用意思伝達装置	交付	2	1,234,450	0	0
	修理	0	0	0	0
座位保持椅子	交付	7	515,363	0	0
	修理	1	11,496	1	1,277
頭部保持具	交付	5	36,126	0	0
	修理	0	0	0	0
起立保持装具	交付	1	27,400	0	0
	修理	0	0	0	0
排便補助具	交付	0	0	0	0
	修理	0	0	0	0
計	交付	532	77,221,048	23	243,789
	修理	287	15,099,907	17	56,438

## 福祉サービス部

### (5) 日常生活用具の給付状況

障害児・者が、日常生活をより円滑に行えるよう、日常生活用具費の給付を行っている。

○給付状況（単位：件）

品名	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
便器	5	2	0	1
便器用手すり	2	0	1	0
特殊寝台（訓練用ベッド含む）	18	14	14	21
入浴担架	0	1	0	1
体位変換器	3	3	1	1
特殊マット	11	12	9	4
特殊尿器	0	0	0	0
特殊便器	2	14	2	3
パソコンソフト	15	5	8	11
視覚障害者用ポータブルレコーダー	21	11	19	17
視覚障害者用時計（音声式）	18	6	13	15
視覚障害者用時計（触読式）	1	6	1	1
電磁調理器	6	2	3	2
視覚障害者用体温計（音声式）	7	16	9	11
点字タイプライター	1	0	0	2
視覚障害者用体重計	4	6	13	3
視覚障害者用読書器	22	22	16	23
聴覚障害者用屋内信号装置	9	7	8	6
聴覚障害者用通信装置	9	9	5	10
聴覚障害者用情報受信装置	1	0	1	0
活字文書読上装置	8	0	0	2
火災警報器	3	4	2	0
自動消火器	0	1	0	0
酸素ボンベ運搬車	0	0	0	0
ネブライザー	13	12	5	10
携帯用会話補助装置	1	1	3	2
入浴補助用具	18	24	19	23
移動用リフト	1	4	2	1
移動・移乗支援用具	18	13	17	18
透析液加温器	4	4	3	3
歩行時間延長信号機用小型送信機	0	1	0	0
電気式たん吸引器	52	46	46	44
足踏式・手動式たん吸引器（令和3年度より追加）	-	-	25	4
点字ディスプレイ	2	1	2	1
居宅生活動作補助用具	11	13	5	10
点字図書	7	1	0	1

品名	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
大活字図書	0	0	0	0
ストマ用装具（紙おむつ含む）	13,132	13,568	13,647	13,779
点字器	0	0	1	1
頭部保護帽	36	28	39	19
人工喉頭	79	76	57	46
歩行補助つえ（T字状・棒状）	33	15	10	10
収尿器	0	0	0	0
訓練いす	0	0	0	0
パソコン周辺機器	1	3	3	2
パルスオキシメーター	1	3	6	1
視覚障害者用地上デジタル放送対応ラジオ	10	2	5	1
合計	13,585	13,956	14,020	14,110

## 2 施設

### (1) 船橋市障害者支援施設北総育成園

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく施設入所支援、短期入所、生活介護、相談支援の障害福祉サービス及び日中一時支援を提供する施設で、主に知的障害者を対象とし、様々な活動を通じ社会生活への適用性と参加を図っている。

○開設年月日……昭和 49 年 4 月 1 日

○敷地面積……7,305.33 m<sup>2</sup>

○延床面積……4,465.58 m<sup>2</sup>

○構造……鉄筋コンクリート造、3 階建

○設備……居室、職員室、事務室、食堂、プレイルーム、手芸室、工芸室、相談室、洗濯室、トイレ、洗面室、医務室、浴室、特殊浴槽等

○運営……（指定管理者）社会福祉法人 さざんか会

○職員数……48 人（管理者 1 人、サービス管理責任者 2 人、事務員 3 人、生活支援員 40 人、看護師 1 人、栄養士 1 人）

○嘱託医……1 人

○定員……75 人

○現員……67 人（令和 5 年 4 月 1 日現在）

### (2) 船橋市光風みどり園

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく生活介護、自立訓練、就労継続支援 B 型の障害福祉サービス及び日中一時支援を提供する施設で、主に知的障害者を対象とし、一般企業に就職することが困難な人のために仕事のしやすい設備を整え、日々家庭やグループホーム等から通所することにより生活一般及び職業等の訓練を行い、一般企業への就職等、社会的自立を促進することを目的としている。

○開設年月日……昭和 60 年 4 月 1 日

○敷地面積……6,611.56 m<sup>2</sup>

○延床面積……2,074.14 m<sup>2</sup>

## 福祉サービス部

- 構造……鉄筋コンクリート造、平家建
- 設備……作業室、食堂、医務室、職員室、洗濯室、浴室等
- 運営……（指定管理者）社会福祉法人 大久保学園
- 職員数……31人（管理者1人、サービス管理責任者2人、職業指導員1人、目標工賃達成指導員1人、生活支援員22人、看護師1人、栄養士1人、事務員2人）
- 嘱託医……1人
- 定員……100人
- 現員……110人（令和5年4月1日現在）

### (3) 船橋市身体障害者福祉センター

18歳以上の身体障害者手帳を持つ船橋市民に対して、各種の相談に応じ、機能訓練、社会適応訓練、教養の向上等の事業を行うと共に、関係福祉団体に対する便宜の提供及びボランティアの養成事業を行い、障害者福祉の増進を図ることを目的としている。

- 開設年月日……昭和59年4月1日
- 職員数……10人（所長1人、所長代理1人、物理療法士1人、作業療法士1人、理学療法士2人、介護福祉士3人、指導員1人）
- 嘱託医……1人（令和5年4月1日現在）

### (4) 船橋市身体障害者福祉ホーム若葉

経済的には自立能力がありながら、身体上の障害のために一般の住宅では生活を営むことが困難な身体障害者に居室その他の設備を提供し、その自立を促進することを目的としている。

- 開設年月日……平成5年11月1日
- 敷地面積……3,713.71 m<sup>2</sup>（太陽との複合施設）
- 延床面積……663.21 m<sup>2</sup>
- 構造……鉄筋コンクリート造、2階建
- 設備……居室、相談室、集会談話室、浴室、管理人室等
- 運営……（指定管理者）社会福祉法人 千葉県福祉援護会
- 職員数……3人（施設長1人、相談介助員1人、管理人1人）
- 定員……10人
- 現員……6人（令和5年4月1日現在）

### (5) 船橋市身体障害者福祉作業所太陽

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく生活介護の障害福祉サービスを提供する施設で雇用されることが困難な在宅の身体障害者に、設備を提供して就労の機会を与えるとともに、自活に必要な訓練及び生活指導をあわせて行い、その自立を助長することを目的としている。

- 開設年月日……平成5年10月20日
- 敷地面積……3,713.71 m<sup>2</sup>（若葉との複合施設）
- 延床面積……1,338.91 m<sup>2</sup>
- 構造……鉄筋コンクリート・鉄骨造、2階建
- 設備……作業室、訓練室、相談室、食堂、医務室、事務室、シャワー室等
- 職員数……36人（管理者1人、サービス管理責任者1人、理学療法士1人、作業療法士2人、生活支援員29人、看護師1人、事務員1人）

- 嘱託医……1人
- 定員……50人
- 現員……44人（令和5年4月1日現在）

### 3 各種手当

#### (1) 特別障害者手当等（国の制度）

##### ①特別障害者手当

日常生活において常時特別な介護を必要とする状態にある20歳以上の在宅の重度心身障害者に対して支給する。（所得制限あり）

- 身体障害者手帳おおむね1級及び2級の一部、療育手帳おおむね④1に相当する障害が重複の方又は同程度以上の方
- 2月、5月、8月、11月支給
- 金額 月額1人 27,980円（令和5年4月～）
- 支給状況 720人（令和5年1月末日現在）

##### ②障害児福祉手当

日常生活において常時介護を必要とする状態にある20歳未満の在宅の重度心身障害児に対して支給する。（所得制限あり）

- 身体障害者手帳1級及び2級の一部、療育手帳④1、④2、④に相当する障害を有する方
- 2月、5月、8月、11月支給
- 金額 月額1人 15,220円（令和5年4月～）
- 支給状況 278人（令和5年1月末日現在）

##### ③経過的福祉手当

昭和61年3月31日現在で従来の福祉手当受給者のうち、20歳以上で障害基礎年金、特別障害者手当の支給要件に該当しない方に支給する。（所得制限あり）

- 金額 月額1人 15,220円（令和5年4月～）
- 支給状況 15人（令和5年1月末日現在）

#### (2) ねたきり身体障害者及び重度知的障害者介護手当（市の制度）

在宅のねたきり身体障害者及び重度知的障害者の介護者に対し、介護の労をねぎらうとともに、障害者の福祉の増進を図るために支給する。

- 対象 ・在宅でおおむね6か月以上常に臥床し、入浴、食事、排便等日常生活のほとんどに介護を要する20歳以上65歳未満の方の介護者。
- ・在宅者で千葉県が交付する療育手帳で④1、④2、④、A1、A2、と判定された20歳以上の方の介護者。

- 金額 月額1人 12,650円
- その他 特別障害者手当、経過的福祉手当該当者又は介護保険の認定を受けた場合には支給しない。
- ねたきり身体障害者および在宅重度知的障害者介護手当支給状況（各年3月末日現在）

区分	年度				
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
ねたきり身体障害者（人）	9	15	14	22	21
在宅重度知的障害者（人）	512	522	524	542	538
総支給額（円）	77,152,350	78,290,850	80,922,050	81,630,450	82,655,100

## 福祉サービス部

### (3) 心身障害児福祉手当（市の制度）

知的障害児および身体障害児の生活向上に寄与することを趣旨とし、福祉の増進を図るためにこの者を監護する父母または養育者に対し支給する。

○対象……身体障害者手帳 1～3 級または療育手帳を所持している 20 歳未満の者を監護する方。

○金額……月額 1 人 8,000 円

○その他……市内に居住（住民登録）していること。障害児福祉手当を受給している場合は支給しない。

○支給状況（各年 3 月末日現在）

年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
受給者（人）	1,202	1,216	1,172	1,325	1,251
対象児童（人）	1,253	1,271	1,216	1,377	1,304
総支給額（円）	116,744,000	117,072,000	117,560,000	119,056,000	121,200,000

### (4) 特別児童扶養手当（国の制度）

精神または身体に障害を有する児童の生活向上に寄与するため、この者を監護する父母または養育者に対し支給する。（所得制限あり）

○対象……身体障害者手帳おおむね 1～2 級、療育手帳㊤～A2（重度）及び身体障害者手帳おおむね 3、4 級（一部）、療育手帳おおむね B1（中度）の 20 歳未満の者を監護する者。

○金額……月額 1 人 1 級 53,700 円、2 級 35,760 円（令和 5 年 4 月～）

○支給対象児童数（各年 3 月末日現在）

年度	H30	R1	R2	R3	R4
1 級	408	415	437	484	439
2 級	378	384	383	340	375
計（人）	786	799	820	824	814

## 4 助成・補助

### (1) 精神障害者入院医療費の助成（市の制度）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 5 条第 1 項に規定する精神障害者に対し、精神障害の治療で医療機関に入院した場合、保険診療による自己負担額の一部を助成する。

### (2) 重度心身障害者（児）医療費助成

重い障害のある者（重度心身障害者）が保険診療を受けた場合に、その医療費の一部を助成する。

#### 【対象者】

64 歳までに、下記いずれかの交付または判定を受けた者

- ・身体障害者手帳 1・2 級
- ・療育手帳㊤～A2
- ・児童相談所又は知的障害者更生相談所において重度以上と判定された者
- ・精神障害者保健福祉手帳 1 級（令和 2 年 8 月 1 日診療分から助成開始）

※65 歳以上の者のうち、身体障害者手帳もしくは療育手帳所持者で、令和 2 年 7 月 31 日までに新たに該当等級となった者については、所得等の要件により、助成の対象となる場合がある。

※一旦手帳等級が該当以外の等級となり、その後、65 歳以上で再度該当等級となった場合は、助成の対



## 福祉サービス部

### 5 障害福祉サービス

障害者および障害児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付や支援を行う。

○実績（令和4年度）

サービス種類		利用延人数	利用時間・日数
訪問系サービス	居宅介護	9,350人	131,404.75時間
	重度訪問介護	1,454人	182,375.5時間
	行動援護	585人	8,024.0時間
	同行援護	1,659人	28,043.0時間
日中活動系サービス	短期入所	1,341人	9,855日
	療養介護	337人	10,192日
	生活介護	13,600人	234,156日
	自立訓練（生活訓練）	1,137人	17,854日
	自立訓練（機能訓練）	30人	408日
	就労移行支援	3,415人	56,282日
	就労継続支援（B型）	9,225人	149,615日
	就労継続支援（A型）	2,770人	51,647日
	就労定着支援	1,795人	
	自立生活援助	82人	
居住系サービス	共同生活援助	7,954人	
	施設入所支援	3,158人	
相談支援	計画相談支援	11,073人	
	地域移行支援	40人	
	地域定着支援	168人	

### 6 派遣制度

#### (1) 手話通訳者の派遣

聴覚または音声・言語機能障害がある者が通院、公的機関等へ外出する際に意思の疎通を図るのに支障がある場合に手話通訳者を派遣する。

○実績（令和4年度）

区分	官公庁	病院	学校	その他	計
件数	365	676	57	479	1,577

#### (2) 手話通訳者設置事業

聴覚または音声・言語機能障害がある者の生活相談等を受けるために、（公財）船橋市福祉サービス公社内に手話通訳者3人を常駐し、聴覚障害者相談員として活動している。

○実績（令和4年度）

区分	労働	生活	官公庁	医療	教育	福祉	その他	合計
件数	108	555	289	730	66	119	159	2,026

(3) 要約筆記者の派遣

聴覚または音声・言語機能障害がある者が通院、公的機関等へ外出する際に意思の疎通を図るのに支障がある場合に要約筆記者を派遣する。

○実績（令和4年度）

区分	官公庁	病院	学校	その他	計
件数	201	73	4	272	550

7 その他の制度

(1) 福祉タクシー（市の制度）

市内に居住する重度心身障害者（児）が通院、会合等のためタクシーを利用する場合、その料金の一部を補助することにより、タクシーの利用を容易にし、もって福祉増進に資する。

○対象者……身体障害者手帳1・2級、視覚及び下肢・体幹機能障害の3級、腎臓機能障害（人工透析者）3・4級

療育手帳A1～A2、精神障害者保健福祉手帳1級

○補助額……料金の1/2で1回につき1,200円を限度とする。

○年度間（4月～翌年3月）の助成上限枚数は120枚（腎臓機能障害で人工透析者は312枚）である。

上記の対象者であって、かつ介護保険の認定が要介護3～5の方は、障害福祉課の乗車券で、無制限に助成を受けることができる。

○協力費……1回100円をタクシー会社に支払う。

○利用できるタクシー……令和5年4月1日現在、189社が市と契約を締結している。

○利用状況

区分 \ 年度	H30	R1	R2	R3	R4
利用件数（件）	72,395	68,967	54,424	56,697	57,119
助成額（円）	50,336,270	48,419,660	40,696,510	42,672,280	43,923,610

(2) 福祉電話（市の制度）

外出困難な在宅の重度身体障害者に対し、コミュニケーションおよび緊急連絡の手段として、身体障害者福祉電話を貸与する。（生活保護受給者は、基本料金及び通話料金を除く）

○助成台数……0台（令和5年4月1日現在）

(3) 心身障害者扶養年金共済制度（県の制度）

身体障害者手帳1級から3級までの者、療育手帳所持者、身体又は精神に永続的かつ前に掲げる者と同程度の障害がある者を扶養している65歳未満の者を加入者とする制度で、加入者が死亡（重度障害となった場合も含む）した場合、扶養されていた障害者に終身年金が支給される。

(4) 重度身体障害者等入浴サービス事業費の支給

在宅の重度身体障害者等で居宅において入浴することが困難な方に対し、保健衛生の向上と家庭介護者の負担軽減を図るために入浴サービスを受けた場合、その費用の一部を支給する。

○利用回数……4,361回（令和4年度）

(5) 住宅整備資金貸付制度（市の制度）

心身障害者（一定の要件あり）と同居し、又は同居しようとする人が、心身障害者のために増改築を行う場合、無利子で資金を貸付ける。

貸付の限度額は500万円とし、種類ごとの貸付の限度額は次のとおりである。

## 福祉サービス部

- 1. 浴室整備資金 130 万円
- 2. 便所 " 110 万円
- 3. 居室 " 240 万円
- 4. その他資金 100 万円

○令和 4 年度実績 0 件

### (6) 住宅改造費助成

重度障害者のために、浴室やトイレなどを改造した場合に費用の一部を助成する。(所得制限あり) 助成限度額は 50 万円である。

○令和 4 年度実績 6 件 3,000,000 円

### (7) 視覚障害者自立生活支援事業

視覚障害者、特に中途失明者に対し、家庭訪問によるカウンセリングや歩行訓練、日常生活訓練、点字・音声ワープロ訓練、その他日常生活における相談等を行い、視覚障害者の自立と社会参加の促進を図る。

○延べ利用者数……591 人 (令和 4 年度)

### (8) 成年後見制度利用支援事業 (平成 19 年 4 月 1 日より実施)

知的障害者のうち、成年後見人等の市長申立て時の費用や、成年後見人等の報酬の支払いが困難な者に対して助成する。

○成年後見人等報酬の助成額の上限

在宅の場合 月額 28,000 円

施設入所・長期入院の場合 月額 18,000 円

## 3 生活保護

【生活支援課】

### 1 保護の状況 (令和 4 年度)

(金額単位：千円)

区分	生活	住宅	教育	介護	医療	出産
支給人員等	98,363	99,411	5,074	20,938	85,722	6
金額	5,354,404,506	3,464,521,072	48,356,908	479,702,742	6,988,918,476	558,280

区分	生業	葬祭	就労自立給付金	進学準備給付金	施設事務費	委託事務費
支給人員等	1,488	337	80	16	117	526
金額	27,238,600	65,102,954	3,484,010	1,600,000	20,614,560	12,938,254

○令和 5 年 4 月 1 日現在

被保護世帯数 7,472 世帯

被保護人員 9,323 人

保護率 14.42% (1,000 人あたりの割合)

生活保護法に基づき、市民の最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として、生活、住宅、教育、介護、医療、出産、生業、葬祭の 8 扶助を行っている。

## 4 生活困窮者自立支援制度

【地域福祉課】

### 1 制度の趣旨

平成 27 年から施行された生活困窮者自立支援法に基づき、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者（生活困窮者）等に対し、支援を行う。

### 2 生活困窮者自立支援制度の種類

○自立相談支援事業：生活困窮者等に対し、相談及び支援を行う。

相談件数

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
12,525 件	18,962 件	22,671 件	22,214 件	22,096 件

○住居確保給付事業：離職等（2 年以内）又はやむを得ない休業等により、離職等の場合と同等程度の状況にあり住居を失った又はそのおそれのある生活困窮者に対し、住居確保給付金を支給する。

支給決定件数（延長等含む、再申請は含まない。令和 2 年度に制度改正）

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
20 件	28 件	1,397 件	403 件	94 件

○就労準備支援事業：就業が著しく困難な生活困窮者に対し、一般就労に従事するための準備として、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

支援件数

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
19 件	19 件	10 件	14 件	11 件

○家計改善支援事業：生活困窮者に対し、家計相談及び支援を行う。

支援件数

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
13 件	32 件	15 件	20 件	14 件

※平成 29 年度から事業開始

○学習支援事業：生活保護世帯、生活困窮世帯及びひとり親世帯等の中学生に対し、学習支援等を行う。

また、高校中退防止の取り組みとして学習支援事業参加者に対して、高校進学後の相談等ができる場を提供する。

参加者数（中学生）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
ひとり親世帯等	124 人	117 人	172 人	215 人	187 人
生活保護世帯	39 人	33 人	32 人	45 人	45 人
生活困窮世帯	71 人	83 人	87 人	90 人	94 人